

令和7年度新たな公共交通システム調査・検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度新たな公共交通システム調査・検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度新たな公共交通システム調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本業務は次の（１）及び（２）を踏まえて、新たな公共交通システムに係る調査検討及び実証実験に向けた準備・実施を行うものである。

（１） 検討の背景

ア 新たな交通需要への対応

都心部や創成川以東地域において、地域内の人口増加に加えて、北海道新幹線の延伸を見据えた札幌駅周辺の再開発や新幹線東改札口の整備に伴う交通需要の増加が見込まれており、今後、バスや地下鉄等の既存の公共交通とあわせて、地域住民や観光客等の移動ニーズを支え、交通利便性や回遊性を高めるための対応が必要となっている。

イ 水素社会の実現に向けた始動

令和6年6月に北海道・札幌市が金融・資産運用特区に指定されたことなどを追い風に、国内随一のGXポテンシャルを活かしたグリーン水素のサプライチェーン構築を目指す中、創成川以東地域では、市内で初めてとなる定置式水素ステーションが設置されるなど、モビリティ分野で水素利活用を進めるための環境が整いつつある。

ウ まちのブランド力の向上

札幌市においては、産業振興の観点からインバウンドの誘致や企業立地の取組を積極的に進めている中、国内外から更に多くの人や投資を引き寄せるためには、まちの魅力をより向上させることが求められており、札幌の顔となる都心部においては、交通分野でも新たな付加価値の提供に貢献していくことが求められている。

エ 持続可能な公共交通ネットワークの構築

運転手不足などに起因する路線バスの減便や廃止が進行している中で、市内の面的な公共交通ネットワークを維持し、将来にわたり生活交通を維持していくためには、抜本的な対策も必要であり、既存の枠組みにとらわれずに中長期的視点で新たな技術や仕組みについて検討し、実現可能性を検証することが求められている。

(2) 新たな公共交通システムの目指す方向性（基本方針）

ア 誰もが利用したくなる公共交通の実現

全ての人が利便性と快適性を享受できる乗降環境やサービスを提供し、シームレスに移動できる、ユニバーサル社会にふさわしい公共交通を目指す。なお、多様な移動ニーズに応えるために、路線定期運行の連節車両とデマンド方式による区域運行の中型・小型車両の組み合わせを想定している。

イ 交通分野での移動の脱炭素化の推進

水素を活用した環境配慮型車両を導入するなど、移動の脱炭素化を先導する取組として水素利活用を積極的に推進し、ゼロカーボンシティの実現に貢献する。

ウ 都市ブランド力の向上

デザイン性の高い車両や街路空間により魅力的な都市景観を創出するとともに、先進的で機能性に優れたシステムを導入し札幌のブランド力を高める。

エ 公共交通ネットワーク維持への貢献

新たな技術や仕組みを積極的に導入するとともに、得られた知見などを地域特性に応じて他地域へ展開することで、市内の公共交通ネットワークの維持に貢献する。

4 業務の内容

(1) 本格運行に向けた検討

受注者は、2030 年の新たな公共交通システムにおける本格運行に向けて、社会情勢の変化や脱炭素社会への対応、まちづくりとの連携等を考慮し、以下の項目について調査・整理・検討を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、発注者との協議を十分に踏まえ業務を実施すること。

ア サービスレベル等の比較検討

過年度業務の成果や実験結果を踏まえて、本格運行時のサービスレベル（運行ルート・エリア等）を複数案（3 案程度）設定した上で、各案の需要予測を行い、それに基づく概算事業費（車両・施設等に係る整備費用）及び概算経費（人件費・燃料費等の運行費用）を整理して比較検討を行うこと。

また、料金体系、運行スキームについても、複数案整理し比較検討を行うこと。

イ 事業効果の整理

過年度業務の成果や実験結果等を踏まえて、想定される整備効果項目（まちづくりへの効果に関わる項目は必須）の洗い出しや定量化等、事業効果の整理を行うこと。併せて、本格運行後の事業効果のモニタリング手法について検討を行うこと。

(2) 実証実験の企画・実施・結果検証

新たな公共交通システムの導入に向けては、その有用性や課題を把握し、本格運行時の運行計画等の検討に資するために、令和 7・8 年度に実証実験を予定している。実証実験

では令和7・8年度の2か年かけて次の検証1～検証4における各項目の検証を想定しており、これを踏まえて、本業務においては下記（ア）～（ウ）を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、発注者との協議を十分に踏まえ業務を実施すること。

検証1 車両・運行に関する検証

- 車両のテスト運行

所要時間や自動車交通・沿線施設への影響等を確認するために、テスト運行により複数の運行ルートやエリアについて検証する。加えて、積雪寒冷地における車両性能等について検証する。なお、連節車両の検証については別途予定している。

- 利用者属性等の分析

本格運行時のサービス水準の妥当性を確認するために、位置情報データや決済データ等を用いて、都心部における利用者の属性や移動ニーズを検証する。

- 運行環境向上に向けて

本格運行時の安全性や定時性・速達性を高める手法として、優先レーンや優先信号、路車協調システム等の施策について検証する。

検証2 乗降・待合環境に関する検証

- 乗降環境の検証

利便性や快適性を高める取組として、車両と乗降場所の段差を小さくする等、正着性を高める仕組みを試行し、乗降環境の改善効果について検証する。

- 待合環境の検証

まちづくりとの連携に資する取組として、乗降場所の待合空間にベンチや休憩施設等を設置し、利用状況や歩行環境の変化など、にぎわい創出の効果について検証する。

- 交通結節機能の検証

乗降場所が備えるべき結節機能の確認として、シェアサイクル設置による回遊性向上の効果や、デジタルサイネージ設置による乗継利便性の向上の効果等について検証する。

検証3 サービス・システムに関する検証

- 信用乗車方式^{※1}の検証

乗降時間の短縮や車内混雑の軽減効果を確認するために、信用乗車方式の運用方法とその効果について検証する。

- 決済手法・料金体系の検証

キャッシュレス化の有用性や料金の妥当性を確認するために、料金収受に係るコストの分析や、料金体系のニーズについて検証する。

- デマンドシステムの検証

配車システムの実用性や他の公共交通機関との情報連携の可能性を確認するために、デマンドシステムの機能やオープンデータ化への対応状況について検証する。

- AI カメラ活用の検証

乗客の属性や車内混雑状況等を確認するために、AI カメラによるデータ収集方法や解析精度について検証する。

検証4 水素利活用に関する検証

- 水素使用に関する検証

公共交通における脱炭素化に資する取組として、中型商用 FCV^{※2} を活用した燃費確認や水素ステーションの運用、エネルギーマネジメントについて検証する。

- 二酸化炭素削減に関する検証

FCV 導入による環境効果を確認するために、実運行燃費に基づく二酸化炭素排出量を試算し、二酸化炭素排出量の削減効果について検証する。

- 電源施設としての運用に関する検証

災害レジリエンスを高める取組として、FCV からの給電試験を実施するなど、災害発生時等における非常用電源として運用について検証する。

※1 信用乗車方式とは、複数の乗降扉全てから乗り降り可能な乗降方式である。

※2 検証に用いる中型商用 FCV は、札幌市が調達調整を進めている。

ア 令和7・8年度における実証実験実施計画の企画

過年度業務の成果等を参考に、各年度の実験の目的、内容、対象エリア、対象者、運行パターン等を整理すること。

イ 令和7年度における実証実験の実施

受注者は、上記のアにおいて作成した令和7年度の実証実験実施計画に基づき、関係者との調整のうえ、必要な資機材（車両、システム等）および人員（運転手等）を確保し、円滑な実験を運営・実施すること。

なお、検証1～検証4の内容を全て令和7年度に検証する必要はなく、作成した実験計画に沿って検証を行うこと。

また、すべての項目を実地で検証する必要はなく、シミュレーション等の机上による検証でも差し支えない。

ウ 令和7年度における実証実験の結果検証

実証実験で得られたデータを整理・分析し、結果検証をした上で取りまとめ、その結果を分かり易く表現した資料を作成すること。

また、動画や写真等により実験の実施状況を詳細に記録し、各種説明資料や広報活動に活用可能な素材として整理すること。

(3) 関係機関との協議資料の作成等

新たな公共交通システムの検討及び実証実験に伴って実施する関係機関（交通事業者、交通管理者、道路管理者等）および地域関係者との協議資料・説明用資料の作成を行う。

また、本市が設置する懇話会の開催にあたっては、上記（1）及び（2）の検討を踏まえた資料整理と運営補助を行うとともに、本業務の他に新たな公共交通システムに関連し

た業務がある場合は、各業務との連携を図ること。

(4) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして4回実施する。

(6) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行機関

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日までとする。

6 業務提案の上限額

金 50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項 目	説 明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2)本格運行に向けた検討	本格運行時の目指すべき姿を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3)実証実験の企画・実施・結果検証	実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4)関係機関との協議資料の作成等	新たな公共交通システム検討にあたり必要な関係機関、地域関係者との協議や学識経験者の意見収集に関し考慮すべきポイント、着眼点等	
(5)その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6)業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7)参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】10部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記14の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和7年6月10日(火)15時00分必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年6月6日(金)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和7年度新たな公共交通システム調査・検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が3件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、25分程度(説明15分・質疑10分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年6月12日(木)

二次審査 令和7年6月17日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評

価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	本業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 本格運行に向けた検討	整理すべき項目の構成及び検討手法について、具体的かつ妥当なものであるか。	25
(3) 実証実験の企画・実施・結果検証	実証実験の企画・実施・結果検証の提案内容について具体的かつ妥当なものであるか。	35
(4) 関係機関との協議資料の作成等	想定している協議先及び協議内容について、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、具体的かつ妥当なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、交通分野への経験が十分にある担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に

係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

参考図書については、参加の資格要件を満たし、本公募型企画競争に参加する意思のあるものは、下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時 15 分までとする。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp